

具体的対応方針の決定について

資料 2

「具体的対応方針」とは、以下の内容について、毎年度、地域医療構想推進委員会で取りまとめるものです。
 ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
 ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数
 今年度からは公立・公的病院に加え、民間病院や有床診療所も議論の対象となります。

構想区域	医療機関名	2025年において担う役割の方針 ※令和4年8月現在の愛知県地域保健医療計画別表より作成										2025年に持つべき病床数の方針 (病床数は暫定数)							
		がん	脳卒中	心血管疾患	精神疾患	救急	災害	へき地	周産期	小児	在宅	その他(地域医療支援病院)	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟・廃止等(無回答含む)	介護保険施設等へ移行
東三河北部	新城市民病院	●	●			●	●	●					199	0	114	85	0	0	0
	星野病院		●										52				52		
	茶臼山厚生病院												48				48		
	新城市作手診療所										●		8			8			
	さくら眼科												4		4				
	荻野医院	荻野医院については無床化の予定の為、議論の対象から除外した。																	
		構想区域計 (2025年における病床数の必要量における割合)											311 (116.5%)	0 (0.0%)	118 (114.6%)	93 (132.9%)	100 (133.3%)	0 -	0 -
	2025年における病床数の必要量											267	19	103	70	75	-	-	

※新城市民病院の休棟病床(26床)は回復期に含まれています。